

第2回 アイヌ施策推進検討会

日 時：令和6年8月2日（金）午後6時から

場 所：旭川市民生活館 2階講堂

次 第

- 1 開会
- 2 前回開催時の参加者発言の概要（取組の御提案）
関連資料：別紙1
- 3 次期アイヌ施策推進地域計画について
関連資料：別紙2，3
- 4 令和7年度の実施事項について
関連資料：別紙2
- 5 その他
- 6 閉会

旭川市アイヌ施策推進検討会 運営要綱

（趣旨）

第1条 令和元年9月6日付けで閣議決定された「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」に基づき、旭川市における内閣府のアイヌ政策推進交付金を活用した令和7年度以降の事業を実施するに当たり、旭川市アイヌ施策推進検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（職務）

第2条 検討会は、旭川市アイヌ施策推進地域計画（以下「地域計画」という。）の策定並びに計画記載事項の実施状況の管理及び地域計画の修正について意見集約を行う。

（参加者）

第3条 検討会の参加者は、次に掲げる者のうちから、旭川市教育委員会が参加を依頼した者とする。

- (1) アイヌ文化に関する学識経験を有する者
- (2) アイヌ文化振興に資する取組を行う団体の構成員
- (3) 主にアイヌ民族で構成される団体の構成員
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者

（検討会への立ち会い）

第4条 次に掲げる者は、必要に応じて検討会に立ち会いできるものとする。

- (1) 旭川市地域振興部地域振興課長
- (2) 旭川市地域振興部都市計画課長
- (3) 旭川市福祉保険部福祉保険課長
- (4) 旭川市観光スポーツ部観光課長
- (5) 旭川市博物館長
- (6) その他教育委員会が必要と認めた者

（会議の進行）

第5条 会議の進行は、旭川市教育委員会社会教育部文化振興課が行う。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、旭川市教育委員会社会教育部文化振興課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、文化振興課長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行する。

旭川市アイヌ施策推進検討会 参加者一覧

※敬称略

氏 名	職業・役職
おおの たけ し 大野 剛志	旭川市立大学 保健福祉学部 コミュニティ福祉学科 教授
かわむら ひさえ 川村 久恵	旭川アイヌ協議会 会長
つばさか 坪坂 ルミエ	公益社団法人北海道アイヌ協会 旭川アイヌ協会 会計
ほんま よし ゆき 本間 愛之	旭川龍谷高校 郷土部顧問
もりた すなお 森田 直	一般社団法人大雪カムイミンタラDMO 事務局長
やそ ひさし 矢三 尚	旭川市生活館運営審議会 委員

前回開催時の参加者発言の概要（取組の御提案）

- ①目標数値について、令和5年度の観光入込客数が473万人ということだが、これだけ旭川に来ているにも関わらず、博物館への入館者数が2万6千人程度に留まっていることが課題だ。観光客にいかに博物館やアイヌ記念館に来てもらうかということが重要だ。
- ②観光客の宿泊する各ホテル等にも情報を行き渡らせ、ホテル担当者等の観光のキーパーソンとなる人が、こういった所に行ったら、こういうものが見られますよ、ということ把握しているようになってほしい。
- ③多くの観光客に足を運んでもらうためには、マップや看板をつくるよりも、実際に行けるようにガイドをつける方が良い。
- ④文化の保存・伝承に関し、古い時代の写真・記録映像等の資料収集やアイヌのメンバーによるアイヌの年長者や博物館の元館長等といったアイヌの上の世代への聞き取り調査を実施する必要がある。
- ⑤自然素材となる北海道の植物などの調達や調査・研究、育成ができれば良い。道立北の森づくり専門学院の人達や、嵐山の人達とか、そういった方たちの力も借りられたら良い。
- ⑥生活館で今年も10月に展示会があるが、数年に一回でも館内全体で講演会とか、料理とか、展示もあったり、舞踊もやったり、フェスティバルみたいなことができないか。
- ⑦デザインウィークの開催中に川村カ子トアイヌ記念館で、いま現在作っている人の物とか、年長者の展示とか、いつもは展示していないものを展示して、連携することができないか。

- ⑧夜間開館や外国人向け文化体験プログラムとあるが、周りの迷惑を考えるとなかなか難しいとか、ガイドの育成がなかなか困難だとか、個別に色々と課題があると思う。難しいとは思いますが、例えばアイヌ記念館の館長が、夜間この日だけやりますとなったら、これで付加価値が付いて、これで観光ツアーの受入等もできるのかなと考えたりもした。
- ⑨夜間開館に関しては舞踊もできたらなと思っている。いつもは古式舞踊をただ説明して踊るのだが、アイヌの歴史とか文化とかが分かるような演劇仕立てでストーリーを伝え、そこに古式舞踊も入ってくるというようなものがつくれないかと思っている。
- ⑩食の提供については考えたい。
- ⑪買物公園でも何か夏にできないだろうか。8月9日は「世界の先住民の国際デー」なので、その頃に旭川市民に旭川アイヌの存在を感じてもらうために古式舞踊のイベントができて良いのではないかな。
- ⑫8月9日の「世界の先住民の国際デー」に関して、旭川市独自で、「旭川アイヌデー」を条例などで定めて、この日にアイヌ文化の行事をしますよということを、テレビなどのメディアを通じて発信すると効果的ではないかと思う。
- ⑬ものづくりに関連して、ムックルをアイヌ音楽会でも使用しているが、なかなか入手しづらいものになってきているため、地元で作れないかと思ってる。旭川にある様々な産業と結び付いて、何かできないか。そういった時には、例えば旭川大学の経済学部の方たちと商品開発ができないか。
- ⑭アイヌ民族文化財団で発行している『アイヌ民族～歴史と文化』という小冊子があるが、旭川市史を基にして、これの旭川版みたいなものを作れないか。
- ⑮昔、神居古潭等でエコツアーみたいなものをやっていたが、そういうものも良いのではないかな。
- ⑯資料収集する際に、アイヌの方々が自分たちで話を聞いていくことを事業化して、事業費を支払い、仕事としていくことは可能なのか。仕事にしていけるということは、アイヌ文化を継承する上で、とても大切なことだと思う。
- ⑰今、ヒグマの目撃情報が増えているなかで、昔、春熊猟というのがあったと思うが、それがもし今後復活するようなことがあったら、一緒にアイヌの儀式ができれば良い。

- ⑮冬まつりは、アイヌが出演していない状況だが、河川敷のステージはともかく、常磐公園で特設会場として、テントを設置して温かい料理を出したり、照明を格好良く当てて舞踊したり、雪像で木彫り熊を作ってみたりと色々できないか。
- ⑯アイデアが沢山出てきているので、柱建てが必要だ。その辺の戦略建てをしていかなければいけない。何をしたいのかをもっと整理して示す必要がある。
- ⑰旭川市博物館とアイヌ記念館のそれぞれの良いところを繋げてネットワーク化していくことが重要だ。
- ⑱滞在型観光で何ができるかと考えた時に、旭山動物園とアイヌ記念館のコラボがある。うまく協働してルート化できるかがポイントだ。
- ⑳一番大事なところは、文化を伝承していくこと。それは学校教育とはちょっと違って、学校教育でアイヌのことを広げていくことも大事だが、アイヌ文化を継承していくことがとても大事だ。
- ㉑観光コンベンション協会の観光ボランティアとか、OMO7のガイドとかが観光案内するときに、買物公園の区画毎のテーマ設定があったら旭川を知ってもらうのに良いのではないかと思う。アイヌ自身が考える内容だけではなく、旭川観光全体について分かってもらう一つの要素として旭川アイヌを紹介するといったようなガイド育成の方向性もあるのではないか。
- ㉒アイヌ文化の応援隊というか、アイヌ文化に興味を持っている市民と、市外の人とが繋がる機会がうまくこの事業で創出できれば、旭川がすごく盛り上がる。そこをゴールにしていくと良いのではないか。
- ㉓観光事業として仕事をつくっていくことも大切だ。
- ㉔アマチュア写真家の方がかなりの写真を撮っている。それが表に出ずに家の中で眠っているか、分散・廃棄されてしまっている。作品の中には何気ない写真で、本人・家族にとっては価値のないものになっているものもあるかもしれないので、そういうものがなくなっていくうちに集めておくことが重要だ。市から記録保存への協力を呼びかけた方が良いかもしれない。

旭川市アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
旭川市アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道旭川市

- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標
(1) 地域におけるアイヌ文化の現状及び課題

ア 歴史

神居古潭より上流の石狩川流域に居住していたことから、ペニ・ウン・クル（川上に・居る・人）と呼ばれていたいわゆる上川アイヌの人たちは、南北30キロ、東西20キロ、面積440平方キロにわたる北海道最大の上川盆地を中心とした地域を生活の拠点としていたと言われている。

上川アイヌの人々は、石狩川とその支流である牛朱別川、忠別川、美瑛川の各支流筋にコタンを形成し、その恵まれた環境の中で採集・狩猟・漁労を生業とするとともに、広域にわたる交易を行っていた。

明治期になると、開拓政策の中で同化政策が推し進められ、上川アイヌの集住という方針に基づくアイヌ保護政策の一つとして、石狩川の右岸の近文地区に、アイヌの人々の生活の中心となる「近文コタン」が形成されることになる。近文コタンは、都市の中に立地するコタンとして、アイヌの人々がそれまで経験したことのない急激な日本文化との接触に直面しながらも、「アイヌ学校」の見学や「熊祭り」等の実施による観光と木彫熊の制作等の民芸品生産等を生業としながら、アイヌ文化を継承してきた。

東蝦夷地と西蝦夷地のうち、上川アイヌは西蝦夷地域に属する。この東西の区分はアイヌの人々の移住や拡散、混住などを大きく規制し、現在につながるアイヌの文化の違いともなっている。現在、アイヌの人々の集団が多数存在し、文化や言語が比較的残され、アイヌ文化として一般に知られているのは東蝦夷地のもので、西蝦夷地は歴史的に和人の圧迫が激しく、西蝦夷地のアイヌ文化、方言のほとんどは失われてしまい、唯一、旭川地域において言語をはじめとする西蝦夷地のアイヌ文化が残されているとも言える。

イ 地域の課題、課題解決に向けた方策

旭川のアイヌの人々は、幾多の苦難に直面しながらも、自然を尊び、誇りを持ち、自立自尊の精神で伝統文化を幾代にもわたり伝承してきた。しかし、一方では、上川アイヌの文化継承を側面的に支えてきた民芸品生産は、日本経済のバブル崩壊以降、衰萎してきている。また、伝承者の高齢化が進む中、後継者が少なく、また市民への理解も十分に図られているとは言えない状況にある。

こうした現状を踏まえ、アイヌ文化を歴史的遺産にとどめることなく、上川アイヌに関する文化の保存・継承・理解促進に加え、地域産業や観光の振興、地域内・地域間の交流促進等に取り組む、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指していくことが求められる。

以上のことから、本市においては、次のような基本方針に基づき課題解決に向けた施策を推進していく。

基本方針	施策の方向
アイヌ文化の保存と伝承	アイヌ文化に関する資料の収集・保存
	伝承の機会の確保
アイヌ文化の理解促進	アイヌ文化に親しみ、学びを深める環境づくり
	アイヌ文化を体験し、普及につながる環境づくり
アイヌ文化に関する施設整備	展示の保存・充実
	施設の維持管理
市民の主体的活動の促進	人材育成と活動の場の提供
	市民活動への財政的支援とノウハウの提供
仕事の創出	旭川アイヌの新しい商品・サービスの開発の検討
	地域企業・団体等による製品開発のコラボレーション促進

※アイヌ関連団体
略

※アイヌ文化等関連施設
略

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の理念に基づくまちづくり

- ・アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される地域社会の実現
- ・「アイヌ文化を生かすまちづくり」の展開による、魅力と活力ある地域社会の形成

(3) 数値目標

	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
重要業績評価指標（KPI）	博物館入館者数	博物館におけるアイヌ文化関連事業の参加者数及び生活館におけるアイヌ文化関連講習会の受	観光入込客数及び 川村カ子トアイヌ記念館入館者数	市民生活館利用者数

		講者数（延べ）		
令和7年度 （基準年度）	人／年間（博物館）	人／年間（博物館） 人／年間（生活館）	万人／年間 人／年間（記念館）	人／年間
令和8年度	人（博）	人（博） 人（生）	万人 人（記）	人
令和9年度 （中間目標）	人（博）	人（博） 人（生）	万人 人（記）	人
令和10年度	人（博）	人（博） 人（生）	万人 人（記）	人
令和11年度 （最終目標）	人（博）	人（博） 人（生）	万人 人（記）	人

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

※着色部：発言関連箇所〔関連する発言の番号（別紙1参照）を末尾に追記〕

四角囲い：R7予算に関わる取組名

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

- (1) 「アイヌ文化の森・伝承のコタン」の管理運営……博物館分館である「アイヌ文化の森・伝承のコタン」の屋外展示物であるチセ3棟や、嵐山公園センター内のアイヌに関する展示資料の入れ替え・管理を行う。
- (2) チセの保存と技術の伝承……チセ3棟（附属建物を含む）の定期補修（毎年）、大規模改修（5年に1回）、建替（15年に1回）を計画的に行い、チセを良好な状態で保存するとともに、チセの建設及び補修技術の習熟者から若年者へ技術を伝承する機会を設ける。
- (3) 博物館収蔵アイヌ資料の整備と収集……博物館が収蔵するアイヌ関係資料の整理とデータベース化を進め、アイヌ文化の保存に取り組むとともに、関係機関等に協力を求め、上川アイヌに関する資料（民具、街並みやイベントの写真、動画など）を収集する。また、収集・保存した資料がアイヌ関係者の文化継承の活動に活用できるよう支援する。④、②⑥
- (4) 自然素材の調査・研究・栽培……アイヌ民族が暮らしてきた伝統的な生活空間を再生し、持続可能な方法で林産物を採取・活用していくための調査を行い、市内のアイヌの人々に適地を提供するとともに、採取した林産物を活用し、アイヌ文化伝承活動や市民・観光客向け体験メニューに活用する。また、採取した林産物の育成・栽培や調査研究を行う。⑤
- (5) アイヌ文化や生活に関する調査及び記録の作成……アイヌ文化や生活に関する経験や知識が豊富なアイヌの年長者や元博物館職員など、アイヌ関係者との協働により聞き取り調査を行い、記録として保存することによりアイヌ文化の伝承に役立てる。④
- (6) アイヌ民族資料のレプリカ作成……旭川市博物館が所蔵するアイヌ民俗資料のレプリカ製作及び製作過程の記録映像の保存・活用により技術伝承に役立てる。
- (7) 以下の事業については、本計画期間内での実施を目標に検討を進める。
 - ① ヒグマの駆除に関連した儀式の実施……近年、市街地等での目撃情報が増えているヒグマの駆除に当たり、アイヌ文化伝承の機会として、熊の霊を神々の世界に送るための儀式である「イオマンテ」を実施することができないか検討を進める。⑪

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

- (1) アイヌ文化を学ぶ講座の実施……博物館において、これまで実施してきたアイヌ語、アイヌ文化などの多様な講座の内容を拡充して実施する。
- (2) アイヌ文化関連講習会の実施……生活館において、これまでに実施してきたアイヌ関連自主事業及びアイヌ文化伝承事業について、新たに楽器や歌の講習会や伝統的な儀式習得に関する伝承の機会を設けるなど、内容を拡充して実施する。
- (3) アイヌ民族音楽会の開催……小・中学校において、旭川チカプニアイヌ民族文化保存会による古式舞踊や民族楽器（ムックル）を披露する音楽会について、神謡の披露を加えるなど内容をより充実させて開催し、児童生徒へのアイヌ文化への理解を深める。
- (4) アイヌ学習プログラムの推進……市内小・中学校の児童生徒が博物館やアイヌ記念館を訪問して、アイヌの歴史や文化を学び体験する学習活動について、自然素材の調査研究の結果を活用するなど内容を充実させて実施する。⑤
- (5) アイヌの歴史と文化を紹介する小冊子の制作……アイヌ民族文化財団で発行している『アイヌ民族～歴史と文化』を参考として、旭川版の歴史と文化を紹介する小冊子を制作する。⑭
- (6) 知里幸恵顕彰事業の実施……北門中学校にある資料室、郷土資料室の展示の環境を整備する。
- (7) アイヌ文化に関する企画展の開催……博物館において、新たな内容でアイヌ文化に関する企画展及び関連事業を実施する。
- (8) アイヌ文化施設の整備……常設展示でアイヌの文化・歴史を紹介している旭川市博物館の設備を整備するほか、映像や音響を活用し、展示がより分かりやすくなるよう改良する。
- (9) 旭川独自のアイヌ料理の創出……旭川のアイヌ料理の要件を新たに設定し、市内の飲食店、ホテル等が創作する要件を満たした料理を「ASAHIKAWA AINU FOOD（仮称）」として認証し、広く周知することで、アイヌ料理の創出と普及を図る。⑩
- (10) 以下の事業については、本計画期間内での実施を目標に検討を進める。
 - ①「旭川アイヌデー」の制定……アイヌや民族の多様性について市民が考える機会として、「世界の先住民の国際デー」である8月9日を本市独自に「旭川アイヌデー」として、各種メディアを用いて情報発信を行うことの検討を進める。⑫

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

- (1) アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」の管理運営……JR旭川駅構内で、アイヌ文化を紹介する情報コーナー「ル・シロシ」の展示を充実させ、市民や観光客がアイヌ文化に触れる機会を提供する。
- (2) アイヌ語地名の紹介……アイヌ語地名表記推進懇談会委員の意見を参考に、「アイヌ語地名表示板」を設置するとともに既存の表示板の保守を行う。また、アイヌ語地名に関する講演会等を開催するとともに、これまで実施してきた表示版の設置箇所を巡るバスツアーの際に、博物館資料の説明も加えるなど内容を拡充する。
- (3) 「アイヌ文化ふれあいまつり」の開催又は食べマルシェでのアイヌ文化の紹介……「食べマルシェ」の時期に合わせ、博物館を含む市中心部においてアイヌ古式舞踊の披露、ムックル演奏、アイヌ食文化体験、アイヌ伝統工芸展示などを行う。又は、食べマルシェ会場内で、新たにアイヌ料理を提供するコーナーを設置するほか、アイヌ工芸品の展示、古式舞踊やムックル演奏などのステージイベントを実施する。⑪
- (4) 「アイヌ文化に親しむ日」の開催……11月3日の文化の日に合わせて博物館の常設展

示室を無料開放し、講演会や古式舞踊の公演アイヌを実施するとともに、アイヌ文化体験ブースについて、これまでのアイヌ模様のしおりなどの制作に加えて、自然素材の調査研究結果を活用した体験を行うなど、内容を拡充する。⑤

- (5) 外国人旅行者へのアイヌ文化の紹介……外国人旅行者に博物館のアイヌ関係展示を紹介するため、多言語によるパンフレットを作成する。
- (6) 観光受入体制の充実……これまでに制作したパンフレットやWEBサイトの外国語翻訳を行うとともに、これらを活用した観光モデルコースを作成し、インバウンドの増加を図る。
- (7) アイヌ文化×ポップカルチャーのコラボレーショングッズ開発とイベントの開催……世代を問わずアイヌ文化に広く親しんでもらうため、アイヌにちなんだ施設や名所とポップカルチャーとのコラボレーションを企画・調整し、アイヌ文化関連スポットを巡るイベントを開催する。
- (8) アイヌ文化を活かしたプロモーションツールの開発……旭川出身のデザイナーが手掛けるアパレルブランドとのコラボレーションによる、アイヌ紋様を取り入れたアパレル製品の開発を支援するほか、上記紋様をモチーフとしたグッズを開発する。⑬、⑯、㉕
- (9) 観光版アイヌ文化ポータルサイト開発事業……これまでに制作してきたアイヌ文化関連スポットを紹介するデジタルパンフレット及びWEBマップを改良するとともに、一覧できるポータルサイトを開設する。
- (10) アイヌ記念館の特別開館……アイヌ記念館において夜間開館を実施し、アイヌ料理を食べながら、演劇やお話会等を実施し、来館者がアイヌの世界に浸りながら、アイヌにまつわる物語を楽しく見聞きできる機会を設ける。⑧、⑨

また、ユネスコ創造都市ネットワークのデザイン分野で認定されている本市が、例年6月に実施している旭川デザインウィークの開催期間中に、アイヌ記念館において、通常は展示していない資料等の展示を行い、全国のデザイン関係者等の来館を促進し、デザイン思考を取り入れた新たな本市のアイヌ文化の創出を図る。⑦

- (11) 観光関係者によるアイヌ文化関連の情報発信の促進……ホテル担当者やタクシードライバー、観光ボランティア等の観光に関係する者に、アイヌ文化に関連する情報を提供し、観光客への積極的な発信を促すことで、情報の発信源を多様化し、関連する施設、観光スポットへの訪問数の増加を図る。②、③、㉓、㉔
- (12) アイヌ文化に関する新たなサービス・製品の開発・販売支援……食や家具といった地元の特徴的な産業に関わる企業等や教育機関とのコラボレーションにより、アイヌ関連の新たな商品・サービスの開発・販売を支援する。⑬、⑯、㉕
- (13) 旭山動物園とアイヌ記念館・旭川市博物館の連携支援……多くの来客がある旭山動物園と連携し、ヒグマやエゾシカといったアイヌに関連する動物舎等においてアイヌ文化やアイヌ記念館・旭川市博物館に関する情報発信を行うことに加え、アイヌや民族の多様性について考える機会として、「世界の先住民の国際デー」である8月9日頃に、アイヌに関連する園内ガイドや両館へ無料バスを配車するツアーを開催し、アイヌ文化の理解と両館の活用を促進する。㉐、㉑
- (14) 「旭川冬まつり」におけるイベントの開催……「旭川冬まつり」の開催期間中に、照明を駆使した古式舞踊等のステージイベントや木彫り熊等のアイヌにまつわる雪像の制作・設置、アイヌ料理の提供等のアイヌ文化を紹介する新たなイベントを開催し、市民・観光客の興味・関心を惹きつける。⑱
- (15) 神居古潭等におけるエコツアーの実施……アイヌの伝承と関連する神居古潭等におけるツアーを開発し、観光客を呼び込むことで、アイヌに関連する自然と文化の保全について

の理解促進と普及啓発に努める。⑮

(16) 以下の事業については、本計画期間内での実施を目標に検討を進める。

- ①中心市街地におけるアイヌ文化発信ゾーンの整備……市民や観光客が中心市街地を往来することにより、自然とアイヌ文化を知ることができるよう、アイヌにまつわる動植物等をテーマにエリア分けして、文化発信ゾーンとして整備するための検討を進める。⑳

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

- (1) 生活館の整備……老朽化している市民生活館・近文生活館において、地域住民のコミュニティ活動の推進及びアイヌ文化継承の活動拠点となることを目指し、建物及び設備等の整備に必要な修繕等を計画的に実施する。
- (2) アイヌ文化フェスティバルの開催……市民生活館・近文生活館を地域の交流の場として親しんでもらえるよう、講演会や資料展示、古式舞踊の実施に加え、アイヌ料理を始めとする料理を提供するコーナーを設置し、地域のお祭りとしての定着を目指す。㉑
- (3) アイヌ施策推進検討会の開催……アイヌ関連団体と協力者、有識者等で構成するアイヌ施策推進検討会を定期的に開催し、施策の具体化や検討課題の整理を図る。

5 計画期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費略

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

- (1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との整合性（第1号基準）

略

- (2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

略

- (3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

事業実施に当たっては、担当部署である社会教育部文化振興課、同部博物館、福祉保険部福祉保険課、観光スポーツ部観光課、（経済部産業振興課）が、事業内容の妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

市の予算措置を伴うので、スケジュール等が変更になる可能性はあるが、計画的に取り組むことの妥当性については検証を行っている。

「4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項」において「検討を進める」としている事業について、内容が確定した場合は、必要な計画の修正を行う。

■地域住民の意見聴取

アイヌ施策推進検討会を開催し、地域のアイヌ団体である旭川アイヌ協議会、旭川アイヌ協会及び有識者等による意見交換により内容を検討し、課題とその解決に向けた方策などについての認識の共有を図り、計画内容について理解を得ている。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載する重要業績評価指標（K P I）である「博物館入館者数」「博物館におけるアイヌ文化関連事業の参加者数及び生活館におけるアイヌ文化関連講習会の受講者数（延べ）」「観光入込客数及び及び川村カ子トアイヌ記念館入館者数」「市民生活館利用者数」について、実績値を公表する。

また、アイヌ施策推進検討会により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間内における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度、アイヌ施策推進検討会による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

市の公式ウェブサイトにて公表する。

旭川市アイヌ施策推進地域計画 事業スケジュール

(1) 文化振興事業

4-1 (1) 「アイヌ文化の森・伝承のコタン」の管理運営

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・チセ及び嵐山公園センター内のアイヌに関する展示資料の入れ替え	・同左	・同左	・同左	・同左

4-1 (2) チセの保存と技術の伝承

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・アシナルの建替	・ポロチセ補修	・ポンチセ(上)補修	・ポンチセ(下)補修	・ポロチセ大規模改修

4-1 (3) 博物館収蔵アイヌ資料の整備と収集

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・収蔵資料の整理(写真撮影, データ入力, 資料の取扱検討) ・資料収集	・同左	・同左	・同左	・同左

4-1 (4) 自然素材の調査・研究・栽培

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・自然素材を活用した取組及び必要な素材の検討 ・共有林野の活用に係る協議 ・自然素材の栽培・研究に関する実施場所の検討	・共有林野及び市有林等の使用に係る植生・生育状況等の調査・検討	・自然素材の調達, 活用 ・自然素材の栽培・研究に関する	・同左	・同左

4-1 (5) アイヌ文化や生活に関する調査及び記録の作成

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・アイヌの年長者, 元博物館	・同左	・同左	・同左	・同左

	職員への聞き取り，記録作成				
--	---------------	--	--	--	--

4－1（6）アイヌ民族資料のレプリカ作成

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・旭川市博物館が所蔵するアイヌ民族資料1～3点のレプリカ作成	・同左	・同左	・同左	・同左

4－2（1）アイヌ文化を学ぶ講座の実施

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・アイヌ文化を学ぶ講座	・同左	・同左	・同左	・同左

4－2（2）アイヌ文化関連講習会の実施

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・刺繍講習会 ・木彫講習会 ・料理講習会 ・楽器・歌講習会 ・展示会 ・展示充実のための作品制作 ・伝承事業（アイヌ舞踊・イナウ作り・アイヌ儀式）	・同左	・同左	・同左	・同左

4－2（3）アイヌ民族音楽会の開催

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・市内小・中学校10校で開催	・同左	・同左	・同左	・同左

4－2（4）アイヌ学習プログラムの推進

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・博物館及びアイヌ記念館においてアイヌ学習プログラ	・同左	・同左	・同左	・同左

	ムを実施				
--	------	--	--	--	--

4-2 (5) アイヌの歴史と文化を紹介する小冊子の制作

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	—	—	—	—	・各種文献及びアイヌ文化や生活に関する調査及び記録を踏まえた小冊子の制作

4-2 (6) 知里幸恵顕彰事業の実施

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	—	—	—	・展示環境の整備	・展示環境の整備

4-2 (7) アイヌ文化に関する企画展の開催

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・旭川市博物館においてアイヌ文化に関する企画展の開催	・同左	・同左	・同左	・同左

4-2 (8) アイヌ文化施設の整備

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・照明設備改修, 屋上防水修繕	・可動式展示ケース改修	・エレベーター改修, 展示改修 (映像・音響)	・真空温水ヒーター更新	・燻蒸庫改修

4-2 (9) 文化芸術団体によるイベント・作品制作等の実施

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・文化芸術団体に対する奨励・補助	・同左	・同左	・同左	・同左

4-2 (10) 旭川独自のアイヌ料理の創出

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・認証要件の検討 ・認証制度の周知	・認証制度の周知 ・「ASAHIKAWA AINU FOOD (仮称)」の開発支	・同左	・同左	・同左

		援			
--	--	---	--	--	--

(2) 地域・産業振興事業

4-3 (1) アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」の管理運営

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・展示資料の入れ替え	・同左	・同左	・同左	・同左

4-3 (2) アイヌ語地名の紹介

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・アイヌ語地名 表記推進懇談 会開催 ・アイヌ語地名 表示板の設置 と保守 ・バスツアー, 講演会	・同左	・同左	・同左	・同左

4-3 (3) 「アイヌ文化ふれあいまつり」の開催又は食べマルシェでのアイヌ文化の紹介

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・アイヌ文化ふ れあいまつり の開催又は食 べマルシェで のアイヌ文化 の紹介	・同左	・同左	・同左	・同左

4-3 (4) 「アイヌ文化に親しむ日」の開催

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・博物館常設展 示室の無料開 放, 講演会, 古 式舞踊の公 演, アイヌ文 化体験ブース の設置	・同左	・同左	・同左	・同左

4-3 (5) 外国人旅行者へのアイヌ文化の紹介

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	—	・パンフレット の作成	—	—	—

4-3 (6) 観光受入体制の充実

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・パンフレット・web サイト翻訳整備 ・モデルコース作成 ・観光客の招へいプロモーション	・観光客の招へいプロモーション	・観光客の招へいプロモーション	・観光客招へい	・観光客招へい

4-3 (7) アイヌ文化×ポップカルチャーのコラボレーショングッズ開発とイベントの開催

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・コラボレーション企画調整 ・アイヌ文化関連スポットを巡る観光イベント開催	—	—	—	—

4-3 (8) アイヌ文化を活かしたプロモーションツールの開発

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・オリジナルのアイヌ紋様製作 ・アパレルの試作品を製作・展示 ・上記紋様をモチーフとしたグッズを開発・配付	・アパレル試作品第2弾の製作・展示	—	—	—

4-3 (9) 観光版アイヌ文化ポータルサイト開発事業

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・神居古潭 web マップ改良 (CMS プログラム情報登録, 追加イラスト制作, web マップの3層構造化) ・ポータルサイ	・ポータルサイト開設 ・旭川市健幸アプリとの連携	—	—	—

	ト整備				
--	-----	--	--	--	--

4-3 (10) アイヌ記念館の特別開館

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・夜間開館の実施 ・デザインウィーク期間中の特別展示の実施	・同左	・同左	・同左	・同左

4-3 (11) 観光関係者によるアイヌ文化関連の情報発信の促進

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・アイヌ文化講習会の開催	・同左	・同左	・同左	・同左

4-3 (12) アイヌ文化に関する新たなサービス・製品の開発・販売支援

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	—	・旭川アイヌの保有する技術の調査及びその技術を活用した新たなサービス・製品の開発・販売イメージの検討	・家具、食産業等の協力企業・団体との協議	・新たなサービス・製品開発に関する支援	・同左

4-3 (13) 旭山動物園とアイヌ記念館・旭川市博物館の連携支援

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・旭山動物園へのポスター・看板等の作成やデジタルサイネージ等の設置 ・動物園内及びアイヌ関連施設を巡るバスツアーの開催	・同左	・アイヌ文化・関連施設に関するプロモーション ・動物園内及びアイヌ関連施設を巡るバスツアーの開催	・同左	・同左

4-3 (14) 「旭川冬まつり」におけるイベントの開催

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・実施場所や内	・「旭川冬まつ	・同左	・同左	・同左

	容の検討	り」会場での古式舞踊，アイヌ料理提供，雪像制作の実施			
--	------	----------------------------	--	--	--

4-3 (15) 神居古潭等におけるエコツアーの実施

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・ツアー商品の開発	・観光客の誘致に向けたプロモーション	・同左	・同左	・同左
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・実施場所や内容の検討	・「旭川冬まつり」会場での古式舞踊，アイヌ料理提供，雪像制作の実施	・同左	・同左	・同左

(3) コミュニティ活動支援事業

4-4 (1) 生活館の整備

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	市民生活館 ・トイレドアや便器の修繕 近文生活館 ・集会室ストープ取替 ・トイレ便座の取替	・市民生活館 ・2階ロビー床張り替え ・階段床張り替え ・和室の畳替え ・正面入り口ポーチタイル修復 近文生活館 ・カーペット交換修繕 ・ドア取替修繕 ・外灯設置	・市民生活館 ・事務室ブラインド取替修繕 ・講堂カーテン取替修繕 ・駐車場アスファルト修復 ・入口柱塗り替え 近文生活館 ・館内照明のLED化 ・集会所の冷房取付	・市民生活館 ・木製窓取替 ・外周木製柵修繕 ・講堂の床張り替え	・市民生活館 ・外壁塗装

4-4 (2) アイヌ文化フェスティバルの開催

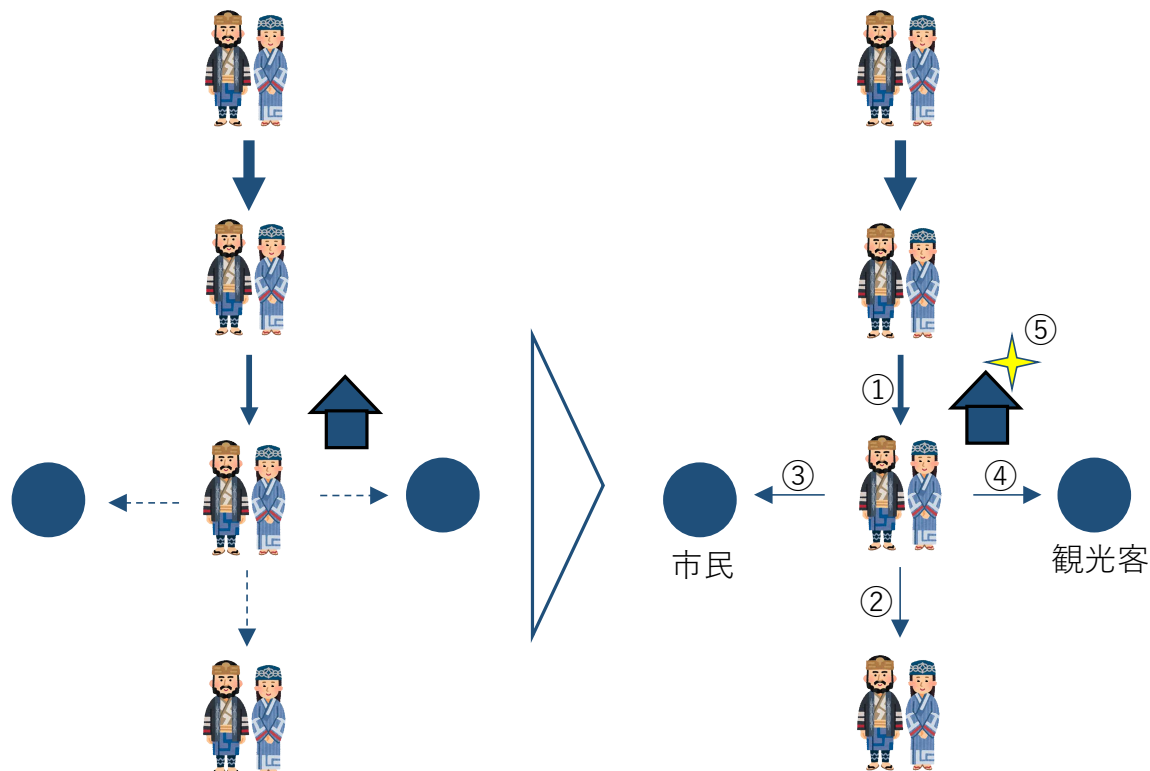
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・アイヌ文化フェスティバルの開催	・同左	・同左	・同左	・同左

4－4（3）アイヌ施策推進検討会の開催

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内容	・アイヌ施策推進検討会の開催	・同左	・同左	・同左	・同左

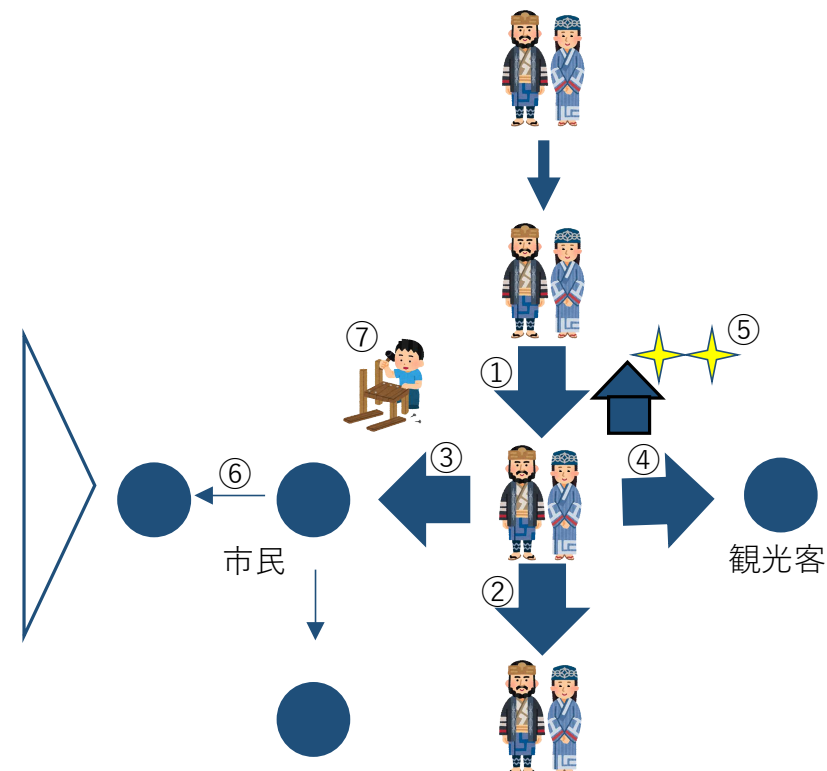
旭川市のアイヌ施策の事業展開イメージ

第1期



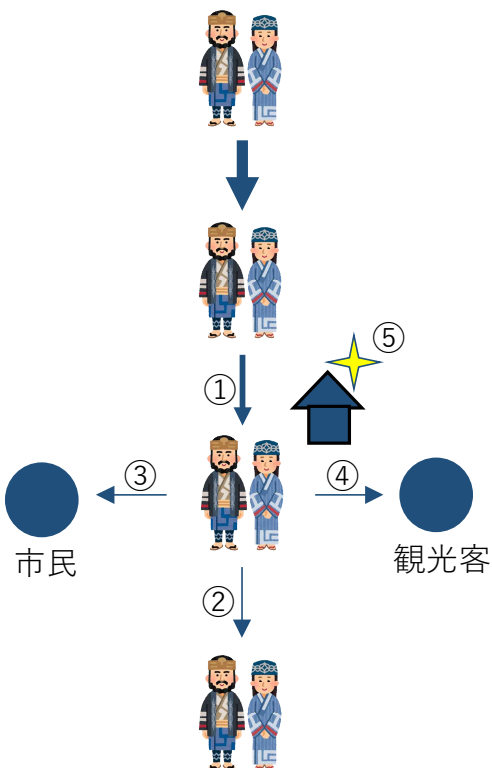
- ①文化の保存
- ②文化の伝承
- ③文化の理解促進（市民）
- ④文化の理解促進（観光客）
- ⑤施設の整備

第2期



- ①文化の保存
- ②文化の伝承
- ③文化の理解促進（市民）
- ④文化の理解促進（観光客）
- ⑤施設の整備
- ⑥市民の主体的活動の促進
- ⑦仕事の創出

第1期



①文化の保存

- ・博物館収蔵アイヌ資料の整備推進
- ・知里幸恵の生涯及び『アイヌ神謡集』等に関する対談記録等作成（基金）

②文化の伝承

- ・チセの保存活用
- ・知里幸恵を偲ぶ会カムイノミ実施（基金）
- ・砂澤ビッキ作トーテムポールの再現を通じたアイヌ文化伝承支援（基金）

③文化の理解促進（市民）

- ・アイヌ文化関連講座の実施
- ・アイヌ文化関連講習会の実施
- ・アイヌ民族音楽会の開催
- ・体験学習に使用できるアイヌ民族資料の製作
- ・アイヌ学習プログラムの推進
- ・アイヌ自身によるアイヌ文化紹介の小冊子の制作
- ・知里幸恵顕彰事業の実施
- ・アイヌ企画展の開催

④文化の理解促進（観光客）

- ・アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」の管理運営
- ・アイヌ語地名の普及促進
- ・「アイヌ文化ふれあいまつり」の開催
- ・「アイヌ文化に親しむ日」の実施
- ・博物館におけるアイヌ文化情報発信
- ・観光受入体制の充実
- ・観光イベントにおけるアイヌ文化の発信
- ・アイヌ記念館の特別開館
- ・上川アイヌ聖地の観光案内整備
- ・アイヌ音楽イベントの開催

⑤施設の整備

- ・「アイヌ文化の森・伝承のコタン」の管理運営
- ・チセの保存活用【再掲】
- ・アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」の管理運営【再掲】
- ・アイヌ文化施設（記念館）の整備
- ・生活館の整備

※未着手

- ・アイヌ団体による文化伝承活動や自然素材育成活動の促進
- ・アイヌブランド商品の開発
- ・市中心部におけるアイヌ文化の発信
- ・観光プロモーションにおけるアイヌ文化の発信
- ・アイヌ記念館の特別開館
- ・アイヌ文化ガイドの人材育成

①文化の保存

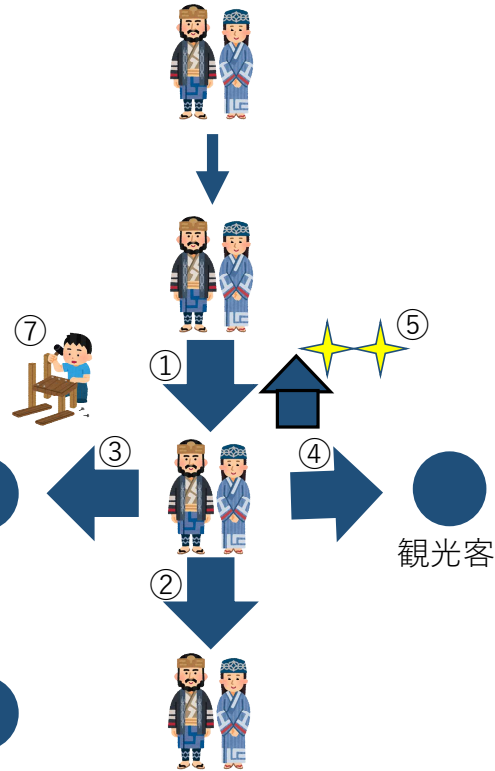
②文化の伝承

③文化の理解促進（市民）

④文化の理解促進（観光客）

⑤施設の整備

第2期



- ①文化の保存
- ②文化の伝承
- ③文化の理解促進（市民）
- ④文化の理解促進（観光客）
- ⑤施設の整備
- ⑥市民の主体的活動の促進
- ⑦仕事の創出

- ①文化の保存
 - ・博物館収蔵アイヌ資料の整備と収集
 - ・アイヌ文化や生活に関する調査及び記録の作成
 - ・アイヌの歴史と文化を紹介する小冊子の制作

- ②文化の伝承
 - ・チセの保存と技術の伝承
 - ・自然素材の調達・研究・栽培
 - ・アイヌ文化や生活に関する調査及び記録の作成
 - ・アイヌ民俗資料のレプリカ作成
 - ・アイヌ文化関連講習会の実施

- ③文化の理解促進（市民）
 - ・アイヌ文化を学ぶ講習の実施
 - ・アイヌ文化関連講習会の実施【再掲】
 - ・アイヌ民族音楽会の開催
 - ・アイヌ学習プログラムの推進
 - ・知里幸恵顕彰事業の実施
 - ・アイヌ文化に関する企画展の開催
 - ・アイヌ文化フェスティバルの開催

- ⑥市民の主体的活動の促進
 - ・旭川独自のアイヌ料理の創出
 - ・観光関係者によるアイヌ文化関連の情報発信の促進【再掲】

- ④文化の理解促進（観光客）
 - ・アイヌ語地名の紹介
 - ・「ふれあいまつり」又は「食べマルシェ」でのアイヌ文化の紹介
 - ・「アイヌ文化に親しむ日」の開催
 - ・外国人旅行者へのアイヌ文化の紹介
 - ・観光受入体制の充実
 - ・アイヌ文化を活かしたプロモーションツールの開発
 - ・観光版アイヌ文化ポータルサイト開発事業
 - ・アイヌ記念館の特別開館
 - ・観光関係者によるアイヌ文化関連の情報発信の促進
 - ・アイヌ音楽イベントの開催
 - ・旭山動物園とアイヌ記念館・旭川市博物館の連携促進
 - ・「旭川冬まつり」におけるイベントの開催
 - ・神居古潭等におけるエコツアーの実施

- ⑤施設の整備
 - ・「伝承のコタン」の管理運営
 - ・チセの保存と技術の伝承
 - ・博物館収蔵アイヌ資料の整備と収集【再掲】
 - ・アイヌ文化施設（博物館）の整備
 - ・アイヌ文化情報コーナーの管理運営
 - ・生活館の整備

- ⑦仕事の創出
 - ・アイヌ文化を活かしたプロモーションツールの開発【再掲】
 - ・アイヌ記念館の特別開館【再掲】
 - ・アイヌ文化に関する新たなサービス・製品の開発・販売支援

旭川市アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
旭川市アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道旭川市
- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標
 - (1) 地域におけるアイヌ文化の現状及び課題

ア 歴史

神居古潭より上流の石狩川流域に居住していたことから、ペニ・ウン・クル（川上に・居る・人）と呼ばれていたいわゆる上川アイヌの人たちは、南北30キロ、東西20キロ、面積440平方キロにわたる北海道最大の上川盆地を中心とした地域を生活の拠点としていたと言われている。

上川アイヌの人々は、石狩川とその支流である牛朱別川、忠別川、美瑛川の各支流筋にコタンを形成し、その恵まれた環境の中で採集・狩猟・漁労を生業とするとともに、広域にわたる交易を行っていた。

明治期になると、開拓政策の中で同化政策が推し進められ、上川アイヌの集住という方針に基づくアイヌ保護政策の一つとして、石狩川の右岸の近文地区に、アイヌの人々の生活の中心となる「近文コタン」が形成されることになる。近文コタンは、都市の中に立地するコタンとして、アイヌの人々がそれまで経験したことのない急激な日本文化との接触に直面しながらも、道北地方で唯一アイヌ文化を伝える人々の住む地として現在に至っている。

東蝦夷地と西蝦夷地のうち、上川アイヌは西蝦夷地域に属する。この東西の区分はアイヌの人々の移住や拡散、混住などを大きく規制し、現在につながるアイヌの文化の違いともなっている。現在、アイヌの人々の集団が多数存在し、文化や言語が比較的残され、アイヌ文化として一般に知られているのは東蝦夷地のもので、西蝦夷地は歴史的に和人の圧迫が激しく、西蝦夷地のアイヌ文化、方言のほとんどは失われてしまい、唯一、旭川地域において言語をはじめとする西蝦夷地のアイヌ文化が残されているとも言える。

イ 地域の課題、課題解決に向けた方策

旭川のアイヌの人々は、幾多の苦難に直面しながらも、自然を尊び、誇りを持ち、自立自尊の精神で伝統文化を幾代にもわたり伝承してきた。しかし、一方では、伝承者の高齢化が進む中、後継者が少なく、また市民への理解も十分に図られているとは言えない状況にある。

こうした現状を踏まえ、アイヌ文化を歴史的遺産にとどめることなく、若い伝承者が育成され、アイヌ文化が多くの人々から理解され親しまれ、将来に向かって発展していく環境を整える必要がある。

本市においては、次のような基本方針に基づき課題解決に向けた施策を推進していく。

基本方針	施策の方向
アイヌ文化の理解の促進	アイヌ文化に親しみ、学びを深める環境づくり
	アイヌ文化を体験し、普及につながる環境づくり

アイヌ文化の保存と伝承	保存・伝承活動の拠点となる施設の充実
	伝承者の生活の安定による持続的発展

アイヌ文化を生かした産業や観光の振興	魅力の活用と内外への情報発信
	まちの賑わいと国内外との多様な交流の創出

※アイヌ関連団体

- ・旭川アイヌ協議会（設立：昭和47年11月、代表者：川村久恵、会員数：46名）
- ・旭川アイヌ協会（設立：昭和49年11月、代表者：中井百合子、会員数：10名）
- ・旭川チカップニアイヌ民族文化保存会（設立：昭和58年4月、代表者：川村久恵、会員数：50名）

※アイヌ文化等関連施設

川村カ子トアイヌ記念館 所在：旭川市北門町11丁目 現況：上川アイヌを代表する川村家が大正5年に私費で設立。アツトゥシ、エムシ、マキリ、チブなど約500点の生活用具のほか、鉄道測量技師として国内外で活躍した川村カ子ト氏の遺品を展示。令和5年に新館を建設しリニューアルオープン。
旭川市博物館 所在：旭川市神楽3条7丁目 現況：平成20年常設展示室の一部をアイヌの歴史・文化のメイン展示にリニューアル。大陸や本州と活発に交易を繰り返してきたアイヌの歴史と、文化の伝承と創造に取り組む今日の姿を紹介。
旭川市博物館分館 アイヌ文化の森・伝承のコタン 所在：上川郡鷹栖町字近文9線西4号 現況：昭和47年開館。上川アイヌの人々が「チノミシリ（我ら・祀る・山）」とする嵐山の公園内に、チセ（家）3棟、プー（貯蔵庫）、ヌササン（祭壇）などを復元。また、嵐山公園センターにはアイヌと植物について展示するアイヌ文化資料館を併設。
旭川市立北門中学校 郷土資料室 所在：旭川市錦町15丁目 現況：昭和63年開館。アイヌの生活用具を中心に展示。北門中学校敷地付近は知里幸恵が13年間を過ごした地であり、平成19年には「知里幸恵資料室」を整備。また中学校の前庭には平成2年に「知里幸恵文学碑」を建立。
旭川市民生活館 所在：旭川市緑町15丁目 現況：平成元年開館。アイヌの生活用具を展示するほか、アイヌ文化に関する事業を実施し、アイヌと地域住民の交流を図っている。
旭川市近文生活館 所在：旭川市錦町14丁目 現況：昭和39年開館。平成31年に移転。アイヌ文化の普及、伝承活動等を促進するためアイヌ関連団体専用の作業室を設置。
アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」 所在：旭川市宮下通8丁目3番1号 JR旭川駅構内（東側通路）

現況：平成24年開館。①民族衣装・生活用具展示，②ミニジオラマ展示，③パネル展示，
④アイヌ文化紹介映像コーナー，⑤各種リーフレット配布コーナー

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の理念に基づきまちづくり

- ・アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される地域社会の実現
- ・「アイヌ文化を生かすまちづくり」の展開による，魅力と活力ある地域社会の形成

(3) 数値目標

	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
重要業績評価指標（KPI）	博物館入館者数	博物館におけるアイヌ文化関連事業の参加者数及び生活館におけるアイヌ文化関連講習会の受講者数（延べ）	観光入込客数	市民生活館利用者数
令和2年度（基準年度）	29,120人／年間	5,720人／年間（博物館） 1,020人／年間（生活館）	600万人／年間	26,070人／年間
令和3年度	29,410人	5,770人（博） 1,040人（生）	600万人	26,840人
令和4年度（中間目標）	29,710人	5,830人（博） 1,060人（生）	600万人	27,630人
令和5年度	30,000人	5,910人（博） 1,080人（生）	600万人	28,440人
令和6年度（最終目標）	30,300人	6,200人（博） 1,100人（生）	600万人	29,280人

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

- (1) 「アイヌ文化の森・伝承のコタン」の管理運営……博物館分館である「アイヌ文化の森・伝承のコタン」の屋外展示物であるチセ3棟や，嵐山公園センター内のアイヌに関する展示資料の保存・管理を行う。
- (2) チセの保存活用……チセ3棟（附属建物を含む）の定期補修（毎年），大規模改修（5年に1回），建替（15年に1回）を計画的に行い，補修体験を通じて技術の伝承を推進する。チセを活用したアイヌ文化体験ワークショップを実施する。

(3) 博物館収蔵アイヌ資料の整備推進……アイヌ語音声資料のデジタル化に向けた調査研究など必要な環境整備を行う。収蔵資料等のデジタル化・多言語化のために必要な業務の調査検討を行うとともに、アイヌ民族資料のデータベース化を推進する。 (4) アイヌ団体による文化伝承活動や自然素材育成活動の促進……旭川アイヌ協議会や旭川アイヌ協会、旭川チカカップニアイヌ民族文化保存会、川村カ子トアイヌ記念館等による、アイヌ文化の保存・伝承を目的とする活動、文化伝承に必要な自然素材を確保しその栽培・育成を図る活動を促進する。
4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業 (1) アイヌ文化関連講座の実施……博物館において、アイヌ語、アイヌ文化など多様な講座を開催する。また生活館と連携したアイヌ文化伝承講座を生涯学習フェアにおいて実施する。 (2) アイヌ文化関連講習会の実施……生活館において、アイヌ文化に関する講習会やアイヌ民芸品の展示会を開催する。また展示充実のための作品製作（購入）を行う。 (3) アイヌ民族音楽会の開催……小・中学校において、旭川チカカップニアイヌ民族文化保存会による古式舞踊や民族楽器（ムックル）を披露する音楽会を開催する。 (4) 体験学習に使用できるアイヌ民族資料の製作……学校等での体験学習に使用できるアイヌ民族資料を製作する。その製作過程を映像に記録して技術伝承や広報活動等に活用する。 (5) アイヌ学習プログラムの推進……市内小・中学校の児童生徒が博物館やアイヌ記念館を訪問して、アイヌの歴史や文化を学び体験する学習活動を促進する。 (6) アイヌ自身によるアイヌ文化紹介の小冊子の制作……アイヌ自身の視点に基づいた、アイヌ文化を紹介する情報誌（フリーペーパー）等を制作する。 (7) 知里幸恵顕彰事業の実施……令和4年の知里幸恵没後100年を記念し、幸恵の業績を称える取組や、北門中学校にある文学碑、資料室、郷土資料室の内容等を広く紹介するための各種事業を実施する。 (8) アイヌ企画展の開催……博物館等において、アイヌ文化に関する企画展及び関連事業を実施する。
4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業 (1) アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」の管理運営……JR旭川駅構内で、アイヌ文化を紹介する情報コーナー「ル・シロシ」を運営する。 (2) アイヌ語地名の普及促進……アイヌ語地名表記推進懇談会委員の意見を参考に、毎年度「アイヌ語地名表示板」を設置する。アイヌ語地名表示板の設置箇所等を訪ねるバスツアーを実施する。アイヌ語地名に関する講演会等を開催する。 (3) 「アイヌ文化ふれあいまつり」の開催……「食べマルシェ」の時期に合わせ、市中心部においてアイヌ古式舞踊の披露、アイヌボーカルユニットのミニコンサート、ムックル演奏体験、アイヌ食文化体験、アイヌ伝統工芸展示などを行う。 (4) 「アイヌ文化に親しむ日」の実施……11月3日の文化の日に合わせて博物館の常設展示室を無料開放し、それと共にミニブースを作ってアイヌ文化体験などを行う。 (5) 博物館におけるアイヌ文化情報発信……市内のアイヌ文化施設やアイヌ伝説ゆかりの地、アイヌ語地名などを紹介するパンフレットを制作する。インバウンド対応として、パンフレット等は多言語化（英語、韓国語、繁体字、簡体字など）を図る。併せて博物館アイヌ資料のガイドブック（英語版を含む）を作成する。 (6) 観光受入体制の充実……アイヌ文化関連スポットを外国人観光客等に紹介するための観光モデルコースを開発し、これを基にパンフレット等（多言語対応）を制作する。また観

光モデルコースをベースに観光ガイド育成のための研修会、モニターツアー等を実施する。

- (7) 観光プロモーションにおけるアイヌ文化の発信……アイヌ文様や木彫熊などをモチーフとしたPRグッズを開発する。
- (8) 観光イベントにおけるアイヌ文化の発信……アイヌの聖地である神居古潭で開催される「こたんまつり」と、「旭川冬まつり」の期間において、アイヌ文化関連の観光プロモーション事業を行う。
- (9) アイヌブランド商品の開発……有名デザイナー（高級ブランド）とコラボレーションし、試作品の製作等を推進する。
- (10) アイヌ文化施設の整備……川村カ子トアイヌ記念館のコンテンツ拡充など機能の充実に
対し、必要な支援を行う。また常設展示でアイヌ文化・歴史を紹介している旭川市博物館
の設備の整備を行う。
- (11) アイヌ記念館の特別開館……観光客増が見込まれる夏期において、アイヌ記念館におい
て夜間開館や外国人向け文化体験プログラムなどのサービスを実施する。
- (12) アイヌ文化ガイドの人材育成……アイヌ文化を解説・説明できる人材を育成するため、
アイヌ記念館において働きながら学ぶ職場研修を実施する。
- (13) 市中心部におけるアイヌ文化の発信……駅や中心市街地において、アイヌ文化をモチー
フとする、モニュメントの設置、冬期間における街あかりイルミネーションの設置、案内
サインへのアイヌ語やアイヌ文様の表記などの取組を行う。
- (14) 上川アイヌ聖地の観光案内整備……上川アイヌの聖地であるチノミシリ（嵐山）にある
「アイヌ文化の森・伝承のコタン」について、観光客を分かりやすく誘導するための看板
や案内の整備を行う。
- (15) アイヌ音楽イベントの開催……世界的にも注目されているアイヌ音楽の魅力を発信する
ためのイベントを実施する。
- (16) 以下の事業については、本計画期間内での実施を目標に検討を進める。
 - ①ブランド商品の開発支援……アイヌ関係者が取り組む新たなブランド商品の開発や、その知
的財産の保護、販路開拓のための首都圏等でのプロモーション等について、支援のあり方
の検討を進める。
 - ②アイヌ文化発信のための映像コンテンツ等の開発……アイヌ文化のPR用動画の作成と
駅・空港・公共施設等での上映、国内外で実施する本市観光プロモーションにおける宣伝
活動などについて、アイヌ記念館の整備時期等を踏まえ手法の検討を進める。
 - ③公共空間における大規模イベントの実施……様々なイベント開催時におけるアイヌ文化
をテーマとする大規模イベントの実施について、検討を進める。
 - ④アイヌ伝説ゆかりの神居古潭周辺の環境整備……神居古潭周辺の石狩川河川敷は、落石等
の危険があるため現在近づくことが困難であり、アイヌ伝説ゆかりの景観を見ることがで
きない箇所が多くなっている。その環境を改善しアクセスを整備するための手法について
検討を進める。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

- (1) 生活館の整備……老朽化している市民生活館・近文生活館の設備等の整備を計画的に実
施する。
- (2) アイヌ施策推進検討委員会（仮称）の開催……生活館において、アイヌ関連団体と協力
者、有識者等で構成するアイヌ施策推進検討委員会（仮称）を定期的に開催し、施策の具
体化や検討課題の整理を図る。
- (3) 以下の事業については、本計画期間内での実施を目標に検討を進める。

①サハリンのアイヌ民族資料の紹介……友好都市であるロシアのユジノサハリンスク市にあるアイヌ民族資料を紹介する展覧会等の開催について、検討を進める。

5 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4－1（2），（3），4－2（1）～（8）と同じ。

事業期間：令和2年度～令和6年度

事業費：47,528千円（事業スケジュールを添付）

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4－3（2）～（6），（8），（10），（14）～（15）と同じ。

事業期間：令和2年度～令和6年度

事業費：287,220千円（事業スケジュールを添付）

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4－4（1）と同じ。

事業期間：令和2年度～令和6年度

事業費：37,290千円（事業スケジュールを添付）

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との整合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

- 4－1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代へ確実に継承することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。
- 4－2に記載する事業は、地域の人々のアイヌ文化に対する理解を促進することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。
- 4－3に記載する事業は、アイヌ文化を尊重した、観光や産業の振興に寄与する多様な取組を実施することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。
- 4－4に記載する事業は、アイヌの人々の地域コミュニティ施設の充実を図ることによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

市の事業として実施するものが大半であり、委託事業及び補助事業についても市の関係部局が適正に選定するところであるので、反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

事業実施に当たっては、担当部署である社会教育部文化振興課、同部博物館、地域振興部地域振興課、同部都市計画課、福祉保険部福祉保険課、観光スポーツ交流部観光課が、事業内容の妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

市の予算措置を伴うので、スケジュール等が変更になる可能性はあるが、計画的に取り組むことの妥当性については検証を行っている。

「4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項」において「検討を進める」としている事業について、内容が確定した場合は、必要な計画の修正を行う。

■地域住民の意見聴取

地域のアイヌ団体である旭川アイヌ協議会、旭川アイヌ協会との意見交換により内容を検討し、課題とその解決に向けた方策などについての認識の共有を図り、計画内容について理解を得た。アイヌ文化の保存・伝承活動に協力する市民団体の理解も得ている。令和2年度からは、検討委員会を設置して更に定期的な協議を行っていく。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載する重要業績評価指標（KPI）である「博物館入館者数」「博物館におけるアイヌ文化関連事業の参加者数及び生活館におけるアイヌ文化関連講習会の受講者数（延べ）」「観光入込客数」「市民生活館利用者数」について、実績値を公表する。

また関係部課長会議やアイヌ施策推進検討委員会（仮称）等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間内における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度7月までに関係部課長会議やアイヌ施策推進検討委員会（仮称）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

市の公式ウェブサイトにて公表する。

旭川市アイヌ施策推進地域計画 事業スケジュール

(1) 文化振興事業

4-1 (2) チセの保存活用

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・ポンチセ1棟の補修技術伝承 ・チセ保存活用ワークショップ	・ポロチセ建替準備のための資材の調達, 乾燥, 加工, 解体等 ・チセ体験講座	・ポロチセ1棟の建替 ・チセ保存活用ワークショップ	・ポンチセ1棟の補修技術伝承 ・チセにおける技術伝承講座と文化体験ワークショップ	・チセ1棟の補修 ・チセにおける技術伝承講座と文化体験ワークショップ

4-1 (3) 博物館収蔵のアイヌ資料の整備推進

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・アイヌ語音声資料のデジタル化	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)

4-2 (1) アイヌ文化関連講座(博物館)の実施

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・アイヌ語講座と刺繍講座 ・初心者のためのアイヌ文様刺繍講座	・アイヌ語講座と刺繍講座 ・初心者のためのアイヌ文様刺繍講座	・アイヌ語講座と刺繍講座 ・アイヌ刺繍体験講座	・アイヌ語講座と刺繍講座 ・アイヌ刺繍体験講座	・アイヌ語講座と刺繍講座

4-2 (2) アイヌ文化関連講習会(生活館)の実施

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・刺繍講習会と木彫講習会, アイヌ民芸品展示会 ・展示充実のための作品製作と購入 ・親子アイヌ文化体験事業	・刺繍講習会と木彫, 料理の講習会, アイヌ民芸品展示会 ・展示充実のための作品製作と購入 ・伝承者育成のための舞踊講習会	・刺繍講習会と木彫, 料理の講習会, アイヌ民芸品展示会 ・展示充実のための作品製作と購入 ・伝承者育成のための舞踊, イナウ作り講習会	・刺繍, 木彫, 料理, 子ども向け工作等の講習会, ・展示充実のための作品製作と購入 ・伝承者育成のための舞踊, イナウ, 儀式講習会	・刺繍講習会と木彫, 料理の講習会, アイヌ民芸品展示会 ・展示充実のための作品製作と購入 ・伝承者育成のための舞踊, イナウ, 儀式講習会

4-2 (3) アイヌ民族音楽会の開催

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・小学校におけるアイヌ民族音楽会（7校）	・小中学校におけるアイヌ民族音楽会（7校）	・小学校におけるアイヌ民族音楽会（10校）	・小中学校におけるアイヌ民族音楽会（10校）	・小中学校におけるアイヌ民族音楽会（10校）

4-2 (4) 体験学習に使用できるアイヌ民族資料の製作

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・体験学習に使用するアイヌ民族資料の複製製作	・体験学習に使用するアイヌ民族資料の複製製作	・体験学習に使用するアイヌ民族資料の複製製作	・体験学習に使用するアイヌ民族資料の複製製作	・体験学習に使用するアイヌ民族資料の複製製作

4-2 (5) アイヌ学習プログラムの推進

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・児童生徒が博物館やアイヌ記念館でアイヌ文化を学習体験するプログラム	・児童生徒が博物館やアイヌ記念館でアイヌ文化を学習体験するプログラム	・児童生徒が博物館やアイヌ記念館でアイヌ文化を学習体験するプログラム	・児童生徒が博物館やアイヌ記念館でアイヌ文化を学習体験するプログラム	・児童生徒が博物館やアイヌ記念館でアイヌ文化を学習体験するプログラム

4-2 (6) アイヌ自身によるアイヌ文化紹介の小冊子の制作

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・アイヌの視点からアイヌ文化を紹介する小冊子（情報誌）の制作	（なし）	（なし）	・アイヌの視点からアイヌ文化を紹介する小冊子（情報誌）の制作	・アイヌの視点からアイヌ文化を紹介する小冊子（情報誌）の制作

4-2 (7) 知里幸恵顕彰事業の実施

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容			・タペストリー制作 ・北門中学校郷土資料室等を紹介する動画作成 ・命日に「知里幸恵さんを偲ぶ会」	（なし）	・知里幸恵に関する資料やゆかりの地等を紹介するリーフレットの作成

4-2 (8) アイヌ企画展の実施

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容				・博物館等におけるアイヌ企画展の開催	(なし)

(2) 地域・産業振興事業

4-3 (2) アイヌ語地名の普及促進

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・アイヌ語地名表示板の設置 ・アイヌ語表示板紹介講座	・アイヌ語地名表示板の設置 ・アイヌ語地名講座	・アイヌ語地名表示板の設置 ・アイヌ語地名バスツアー ・アイヌ語地名講演会	・アイヌ語地名表示板の設置 ・アイヌ語地名バスツアー ・アイヌ語地名講演会	・アイヌ語地名表示板の設置 ・アイヌ語地名バスツアー ・アイヌ語地名講演会

4-3 (3) 「アイヌ文化ふれあいまつり」の開催

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・民族音楽、古式舞踊、食文化実演のオンライン配信	・民族音楽、古式舞踊のオンライン配信	・民族音楽、古式舞踊のオンライン配信 ・アイヌ文様木彫講座	・市中心部でのイベントにおける古式舞踊の披露、民族音楽のミニコンサート、文化体験	・市中心部でのイベントにおける古式舞踊の披露、民族音楽のミニコンサート、文化体験

4-3 (4) 「アイヌ文化に親しむ日」の実施

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・博物館におけるアイヌ文化の体験活動や講演会、ワークショップなど	・博物館におけるアイヌ文化の体験活動や高校生の研究発表など	・博物館におけるアイヌ文化の体験活動や高校生の研究発表など	・博物館におけるアイヌ文化の体験活動や高校生の研究発表など	・博物館におけるアイヌ文化の体験活動や高校生の研究発表など

4-3 (5) 博物館におけるアイヌ文化情報発信

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容					・市内のアイヌ文化施設やアイヌ伝説ゆかりの地、アイヌ語地名などを紹介するリ

					ーフレットの 製作
--	--	--	--	--	--------------

4－3（6） 観光受入体制の充実

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・観光モデルコースの開発とパンフレット制作によるPR	・観光モデルコースの開発と発信、アイヌガイド育成のための解説動画制作	・観光モデルコースの開発と発信、アイヌガイド育成のためのツアー造成 ・解説動画の多言語化	(なし)	・観光モデルコーススポットの観光案内看板とwebマップの整備

4－3（8） 観光イベントにおけるアイヌ文化の発信

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	(イベント中止)	・こたんまつり中止によるアイヌ伝説スポットの映像制作とオンライン配信 ・冬まつり縮小によるアイヌ関連施設の映像制作とオンライン配信	・こたんまつり関連イベントの「こたんラリー」 ・冬まつり会場におけるアイヌ文様を施した看板の設置	・アイヌ文化施設見学促進のためのこたんまつり関連イベント	(なし)

4－3（10） アイヌ文化施設の整備

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容		・アイヌ記念館施設整備補助金	・アイヌ記念館施設整備補助金	・アイヌ記念館施設整備補助金	・旭川市博物館設備整備（吸収式冷温水器分解整備，冷却塔駆動部品交換）

4－3（14） 上川アイヌ聖地の観光案内整備

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容		・嵐山にある「アイヌ文化の森・伝承のコタン」に観光客を誘導す	・嵐山にある「アイヌ文化の森・伝承のコタン」に観光客を誘導す	・嵐山にある「アイヌ文化の森・伝承のコタン」に観光客を誘導す	・嵐山にある「アイヌ文化の森・伝承のコタン」に観光客を誘導す

		るための看板 や案内の整備	るための看板 や案内の整備	るための看板 や案内の整備	るための web マップの整備
--	--	------------------	------------------	------------------	--------------------

4-3 (15) アイス音楽イベントの実施

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容				・イランカラプ テ音楽祭の開 催	

(3) コミュニティ活動支援事業

4-4 (1) 生活館の整備

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	市民生活館 ・照明器具修繕 ・駐車場修繕 ・暖房器具取替 ・イス用台車購 入 ・音響設備等の 購入 ・屋上の防水 ・講堂の天井及 び床の改修 近文生活館 ・窓枠修繕	市民生活館 ・照明器具取替 ・床修繕 ・ガス検知器取 替 ・会議室用テー ブル購入 ・水抜栓及び給 水管取替 ・自動ドア駆動 装置交換 近文生活館 ・暖房設備設置 ・屋外フェンス 改修	市民生活館 ・照明器具取替 ・ガス検知器取 替 ・各所水廻り修 繕 ・2階男子トイ レ取替 ・電話機及び電 話台購入 ・AED購入 近文生活館 ・会議用テーブ ル購入 ・AED購入	市民生活館 ・照明器具取替 ・エアコン取付 ・オープンレン ジ取替 ・消火器取替 近文生活館 ・LEDスタン ドライト購入	市民生活館 ・照明器具取替 ・エアコン工事 ・ガス漏れ検知 器取替 ・ガス台取替 ・自動ドア修繕 近文生活館 ・音響設備取替